教育用クラウドサービス利用ガイドライン

制定 令和3年4月1日 教小企第5819号 改訂 令和3年5月26日 教小企第702号

(目的)

- 第1条 本ガイドラインは、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校(以下、「市立学校」という。)が利用する教育用クラウドサービス(ロイロノート・スクール、Google Workspace for Education等 以下、「本サービス」という。)の利用及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的としたものである。(定義)
- 第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 統括管理責任者 市立学校が利用する本サービスの運用及び管理の統括を所掌する 課長をいう。
- (2) 学校管理責任者 各学校が利用する本サービスの運用及び管理を行う学校長をいう。
- (3) 利用者 市立学校に在職する教職員や市立学校に在籍する児童・生徒など統括管理 責任者または学校管理責任者が本サービスの利用を認めた者
- (4) サービス提供者 教育用クラウドを提供するロイロ社及びGoogle社等
- (5) 教育用ネットワーク 新Y・Y NETまたは統括管理責任者が認めたネットワーク回線 (アカウント)
- 第3条 統括管理責任者または学校管理責任者は、次の各号の範囲でアカウントを発行することができる。
 - (1) 市立学校に在職する教職員
 - (2) 市立学校に在籍する児童・生徒
 - (3) その他統括管理責任者が認めた者
- 2 アカウントは学校管理責任者が管理し、教職員の採用、学校の児童・生徒の転入学等 に合わせ、登録・変更を行うものとする。
- 3 利用者が異動・転出・卒業等となった場合は、学校管理責任者は速やかにアカウントの削除又は異動処理等を実施する。なお、退職または除籍となった場合は、原則としてアカウントは利用できないものとする。
- 4 アカウント及びパスワードは、利用者(必要な場合は保護者や学校管理責任者)が責任をもって次の各号のとおり、管理し漏洩や他者による使用などには十分に注意するものとする。
- (1) アカウント及びパスワードを適切に管理し、漏えいを防止すること。
- (2) パスワードは生年月日等、簡単に類推できるものを使用しないこと。
- (3) 利用後はログアウトを必ず行うこと。
- 5 利用者がパスワードを亡失した場合等は、学校管理責任者に連絡し、学校管理責任者は初期化等、必要な手続きを行うこと。
- 6 利用者が当該市立学校以外の場所で本サービスを利用する場合は、利用者は別途学校

が定めるルール等を遵守しなければならない。

(利用に関する禁止事項)

- 第4条 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の行為をしてはならない。 これらの行為等が確認された場合は、統括管理責任者または学校管理責任者は、当該利 用者の本サービスの利用の停止や禁止等、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 不正アクセス等不適切な行為の実施
 - (2) 他人のアカウントの使用
 - (3) 職務または学習目的外の利用
 - (4) 公序良俗及び法令等に反する行為
 - (5) 著作権、肖像権、知的所有権等の権利を侵害する行為
 - (6) 個人情報や職務上知り得た機密情報の漏えいにつながる行為
 - (7) 他人を誹謗、中傷するなど差別につながる行為
 - (8) チェーンメールや大量の情報量送受信等のネットワークシステムに対する迷惑行為、 破壊行為をしないこと。
 - (9) その他統括管理責任者及び学校管理責任者が不適切と判断する行為 (アプリケーションの使用基準)
- 第5条 本サービスで使用するアプリケーションは、教育活動上の必要性や学校種の特性 を勘案し、統括管理責任者及び学校管理責任者が認めた機能について使用できるものと する。
- 2 不適切な使用がなされた場合は、統括管理責任者または学校管理責任者は当該利用者 の本サービスの利用の停止や禁止等、必要な措置を講じなければならない。
- 3 電子メール機能の利用は、原則として統括責任者が認めるメールのみとし、他のプロバイダのメールやWeb上のフリーメール等は利用しないものとする。
- 4 Web会議機能を利用する場合は、映り込む周囲の状況を配慮し、セキュリティを確保した環境で実施するものとする。
- 5 クラウドストレージや一部のサービスについては、厳密に公開範囲を設定し、必要範囲を超えた公開をしないようにする。
- 6 外部への情報発信機能については、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」に従うものとする。

(情報の取扱)

第6条 個人情報については横浜市個人情報保護審議会で承認を得た範囲に基づいて行 うものとする。

(緊急時等の学校外からの利用)

第7条 児童生徒が家庭から利用する場合は、保護者の監督のもと、ネットワークセキュリティが確保され安全な端末を利用しなくてはならない。

(その他)

- 第8条 本サービスを利用するにあたり、サービス提供者の「利用規約」に同意することとなる。
- 2 サービス提供者により、利用しているサービスが停止されたり、機能等が変更になったりすることがある。また、統括管理責任者により特定のサービスの利用を禁止す

ることがある。

- 3 生徒、保護者等は、学校付与アカウントについて不具合や他者による不正利用等を 発見した場合は、速やかに教員等に報告すること。
- 4 統括管理責任者は、学校付与アカウントの利用により生徒、保護者等の責により生じた損害について責任を負わない。
- 5 統括管理責任者は、学校付与アカウントの利用により生徒、保護者等の責により、 第三者との間で生じた紛争等に関して責任を負わない。
- 6 統括管理責任者は、学校付与アカウントの利用内容の記録を一定期間保存する。
- 7 その他、ネットワークの利用については別に定める「新Y・Y NET利用ガイドライン」及び「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク端末利用ルール」に従うものとする。